

介護保険料をお知らせします

☆65歳以上(第1号被保険者)の方

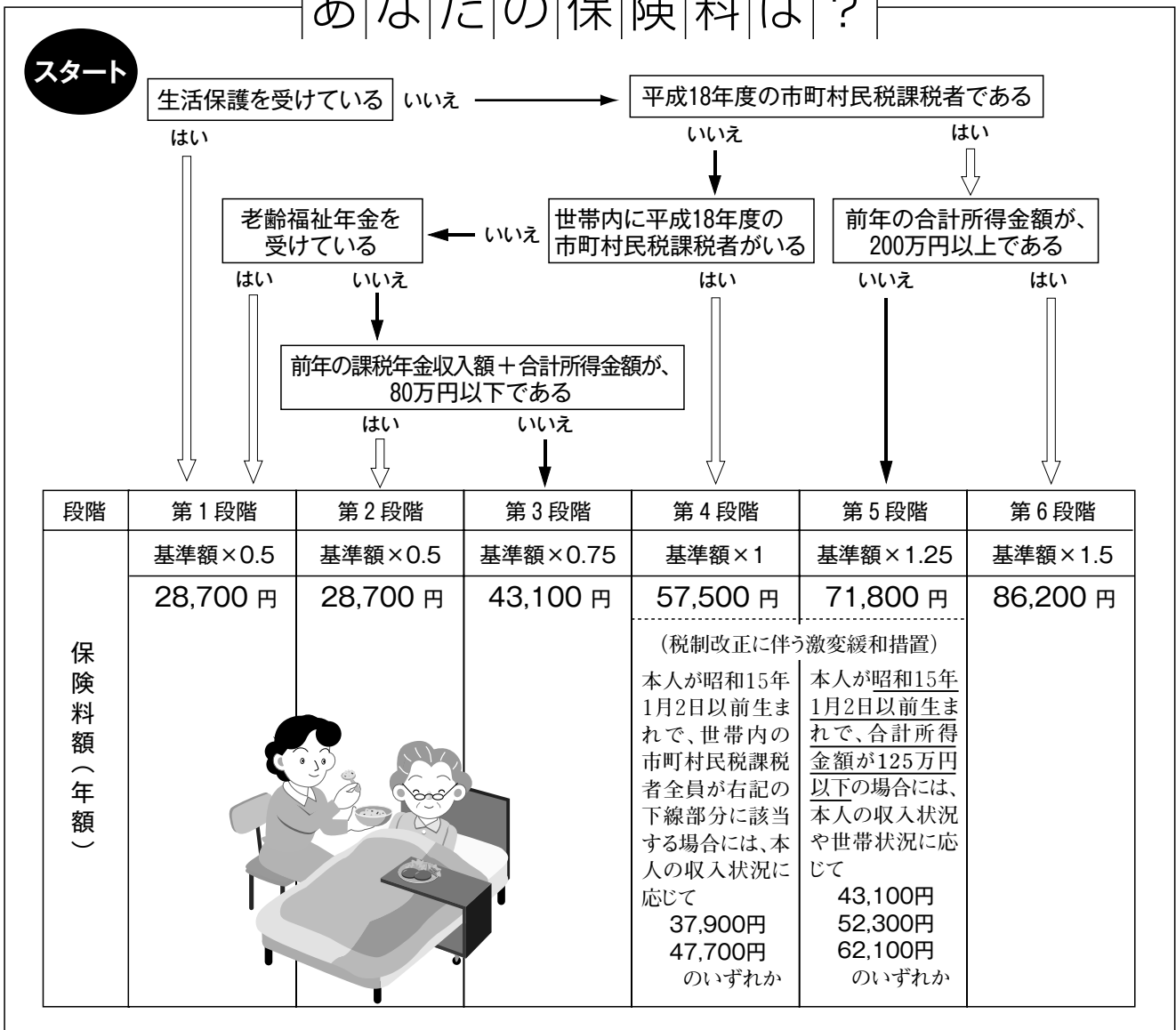
介護保険料基準額は今まで旧伊野町、旧吾北村、旧本川村で違っていました。平成18年度からはいの町として介護保険料は統一されます。

65歳以上の方の介護保険料は、いの町の介護保険給付費等に見合った保険料基準額を算定し、所得と世帯の課税状況等に応じて6段階に設定しています。低所得者の負担軽減を図るため、これまでの5段階設定から変更になりました。

また、今年度実施される税制改正の影響により市町村民税が課税となる方に対して、激変緩和措置が設けられました。

平成18年度の段階区分および介護保険料の決定と通知は6月下旬以降になります。

あなたの保険料は？



◇平成18年度の保険料基準額は57,500円(月額基準額は4,790円)です。

問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118

吾北総合支所住民課 ☎ 867-2300

本川総合支所住民課 ☎ 869-2112